労働安全衛生法第45条第３項の規定に基づく動力プレス、フォークリフト及び不整地運搬車の自主検査指針の廃止に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和７年12月24日
厚　生　労　働　省

今般公示された、労働安全衛生法第 45 条第３項の規定に基づく動力プレス、フォークリフト及び不整地運搬車の自主検査指針の廃止（自主検査指針公示第28 号）は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）により、本指針の根拠となる規定が削除されたことに伴い、これら指針を廃止するものであり、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第７号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～六　（略）

七　命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八　（略）

担当：厚生労働省　労働基準局安全衛生部安全課